



第163号

令和3年8月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 竹田 修

編集人 広報部長 多田 毅

印刷 (株) 税 経



大賀ハス (千葉公園)

東京税理士会 日本橋支部 新役員

東京税理士会		日本橋支部		東京税理士会	
支部長	竹田 修	組織部長	平川 彰	理事	森 一郎
副支部長	安田 信彦	経理部長	栗原 真平		濱川 久子
	青木 久直	綱紀監察部長	山下 孝一		結城 昌史
	梅田 文江	税務支援対策部長	池上 大二		岩川由美子
	大澤 昭人	法対策委員長	小山 栄一		小原 正寛
	澤城 教典	情報システム委員長	塩谷 満		
総務部長	増田 和弘	租税教育推進委員長	青木 久直		
研修部長	塩谷 満				
広報部長	多田 毅	監事	味水 律夫		
厚生部長	湯本 康弘		川口 真理		

東京税理士会 日本橋支部

令和2年度定期総会開催される



【物故者に対する黙禱】

令和2年度中に他界された支部会員のご冥福を祈り、黙禱を捧げた。

【総会開会・成立宣言】

司会を務める結城総務部長より、令和2年度東京税理士会日本橋支部定期総会の開会に先立ち、総会の成立状況について説明。支部規則第22条第1項により支部総会は招集通知発送日現在の会員総数の2分の1以上の出席者が必要となり、総会招集通知発送日(6月7日)現在の会員数は952名で、その過半数は477名となる。総会開会時点での会員の出席者数56名、委任状による出席者数485名で合計541名であることから定期総会は有効に成立する旨の宣言が行われた。

【開会の挨拶】

青木副支部長より、定期総会の開催挨拶が行われた。

日 時 令和3年6月21日(月)

午後3時30分開会

場 所 ロイヤルパークホテル 有明の間

会員総数 令和3年6月7日 現在952名

出席会員 開会時541名

(うち委任状による出席485名)

【支部長挨拶・会務報告】

坂下支部長より、挨拶及び会務報告並びに会務運営への協力お礼が述べられた。

【議長選出】

司会者一任との提案により、支部規則第23条に基づき議長に若狭会員を指名した。

【議事録署名人選任】

議長一任との提案により、支部規則第26条に基づき議事録署名人に土田会員及び徳山会員を指名した。

目

令和2年度定期総会	2
支部長挨拶	竹田 修……4
日本橋税務署長着任挨拶	石井 徹……5
東京都中央都税事務所長着任挨拶	栗原 哲治……6
日本橋税務署新旧幹部職員名簿	7
新役員の挨拶	8
日本橋支部令和3年度役員及び組織図	19

次

研究論文「居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除の制限について」	佐竹 勇人……20
随筆	緑川 光……23
日本橋風土記	広報部 H・M……25
各部だより	26
支部会員異動のお知らせ	30

【審議事項】

第1号議案 令和2年度事業報告承認の件

議長から第1号議案及び第2号議案は相互に関連するため一括提案・一括審議をしたい旨の提案があり、議場に諮ったところ承認された。

各部長及び各委員長より、議案書の「令和2年度事業活動」に基づき報告が行われた。

第2号議案 令和2年度決算報告承認の件及び監事監査報告

岩川経理部長より、議案書の「令和2年度決算報告書」に基づき、「収支計算書」、「正味財産増減計算書」及び「貸借対照表」並びに「財産目録」、「注記事項」について報告が行われた。

次いで味水監事より、議案書の「監査報告書」に基づき監査報告が行われた。

第1号議案について議場に諮ったところ挙手(賛成)多数にて原案どおり承認可決された。

続いて、第2号議案について議場に諮ったところ挙手(賛成)多数にて原案どおり承認可決された。

第3号議案 令和3年度事業計画承認の件

議長から、第3号議案及び第4号議案は相互に関連するため、一括提案・一括審議をしたい旨の提案があり、議場に諮ったところ承認された。

各部長及び各委員長より、議案書の「令和3年度事業計画」に基づき説明が行われた。

第4号議案 令和3年度予算承認の件

岩川経理部長より、議案書の「令和3年度収支予算書(一般会計)」に基づき説明が行われた。

第3号議案について議場に諮ったところ、挙手(賛成)多数により原案どおり承認可決された。

続いて第4号議案について議場に諮ったところ、挙手(賛成)多数により原案どおり承認可決された。

第5号議案 顧問並びに相談役委嘱の件

結城総務部長より、議案書の「顧問並びに相談役委嘱」に基づき説明が行われた。

第5号議案は人事案件につき拍手による採決を諮ったところ、拍手(賛成)多数により原案どおり承認可決された。

【報告事項】

1 令和3年度の支部役員選挙の結果報告

岡田役員選挙管理委員長より、令和3年度の支部役員選挙の結果について、報告が行われた。

2 会員表彰

結城総務部長より、令和2年度会員表彰受賞者の披露が行われた。

- (1) 表彰規程第2条第1項第3号 該当者13名(税理士業務に25年以上従事し、65歳以上の会員)
- (2) 表彰規程第2条第1項第4号 該当者0名(役員暦10年以上、満60歳以上の会員)
- (3) 日税連表彰規程第3条第1項第5号 該当者16名(税理士業務に30年以上従事し、65歳以上の会員)

3 叙勲受章者披露

結城総務部長より、叙勲受章者の披露が行われた。

- (1) 令和2年度 秋の叙勲受章者 3名
- (2) 令和3年度 春の叙勲受章者 0名

4 長寿祝受贈者披露

結城総務部長より、長寿祝受贈者の披露が行われた。

- (1) 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満20年をこえる者 該当者8名
- (2) 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満20年以下の者 該当者2名
- (3) 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満10年以下の者 該当者なし
- (4) 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満5年以下の者 該当者2名

【終了の挨拶】

結城総務部長より、閉会宣言が行われた。





支部長就任に当たって

支部長 ^{たけだ}竹田 ^{おさむ}修

6月21日の定期総会におきまして第15代支部長に就任しました竹田です。2年間よろしくお願ひいたします。

前任の坂下支部長におかれましては、2期4年間に有難うございました。就任直後から5連覇中の支部対抗野球大会は、新型コロナの影響により残念ながら令和2年春の大会以降中止が続いておりますが、不敗のまま卒業され羨ましい限りです。

新型コロナが猛威を振るって以降、支部活動も大きく制限され、定期総会、賀詞交歓会、常会、支部研修会等主要な行事が軒並み中止又は縮小せざるを得ない状況が続き、会員の皆様には大変ご不便、ご迷惑をおかけしましたことを、心苦しく思っております。東京都には、7月12日から4回目の緊急事態宣言が出されておりますが、この原稿が皆様の目に触れる頃には明るい光がさしていることを望むばかりです。

支部活動につきましては、浅見元支部長、坂下前支部長の時代に会員の積極的な参加を促す様々な施策を実行していただき、徐々に参加人数も増えておりますが、約1,000人の会員の皆様が更に参加しやすく有意義な企画を執行部一同一丸となつて取り組んでいく所存です。

平成27年4月から義務化されました研修時間36時間の達成割合は、令和元年度65.7%、令和2年度60.3%と第一ブロック6支部の中でいずれも2番目と高い達成率でした。これもひとえに会員各位の意識の高さと、歴代研修部長を中心に研修部員の皆様のご尽力のたまものであり、改めて感謝するとともに、引き続きのご協力を宜しくお願ひします。

新型コロナ以降、働き方、会議のあり方について様々な変化が起きており、当支部におきましても、事務局の勤務体系、支部会議の実施方法、支部研修会の開催方法等いろいろと模索をしてまいりました。今年度は、ネット環境を最大限に活用した事務局、支部活動の環境整備を早急に実行す

べく、7月以降の新執行部において検討を行っており、できるだけ多くの会員の皆様がストレスなく利用できることが重要ですので、皆様が実感できる改善ができるよう知恵を出してまいります。

6月26日から第5世代の税理士用電子証明書の発行が開始されました。6月の月次配賦物に取得方法のパンフレットを入れておりますので、できるだけ多くの会員の皆様が取得されますようよろしくお願ひいたします。取得方法等につきましてサポートを必要とされる会員の方はご遠慮なく、支部事務局までお申し出ください。

月次配賦物につきましては3年前にメール配信方式を取り入れました。郵送料の節約、事務局員の事務負担の減少に寄与することから、できるだけ多くの方に希望していただくようお願いをしているところですが、残念ながらメール配信割合は30%弱と低迷しております。更なるご協力をよろしくお願ひいたします。

厚生部の活動も年々活発化し、会員の皆様の参加も随分増えております。まだ、参加したことが無い会員の皆様は、何でも結構ですので積極的にご参加いただき、会員相互の親睦が深まれば幸いです。

諸先輩のご努力により維持発展してきた歴史と伝統のある日本橋支部の名を汚さぬよう、会員の皆様の忌憚のないご意見を賜り、微力ではありますが役員一同で力を合わせて支部運営に努めてまいりますので、坂下前支部長に倍しましてのご協力を宜しくお願ひいたします。





着任のご挨拶

日本橋税務署長 ^{いし}石 ^い井 ^{とおる}徹

東京税理士会日本橋支部の会員の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、日本橋税務署長を拝命しました石井でございます。

日本橋は全国に伸びる主要国道の起点であり、江戸の昔から商人の町として栄え、現在は東京証券取引所をはじめ多くの老舗企業が立ち並ぶ日本経済の中心地であります。このような日本橋の地において署長として税務行政に携わることとなり、大変身の引き締まる思いを致しております。長井前署長同様の御厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

竹田支部長をはじめ、東京税理士会日本橋支部の会員の皆様におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営に対し、深い御理解と多大なる御支援・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

東京税理士会日本橋支部においては、税を考える週間や、小中学生を対象とした租税教室への講師派遣、e-Taxの利用拡大、書面添付制度の普及など、多岐にわたって積極的な御支援、御協力をいただいております。重ねて感謝申し上げます。

さて、データとデジタル技術の活用によりサービスや仕事の在り方を変革する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広まっておりますが、税務行政におきましても、今般「税務行政の将来像2.0」を公表し、「デジタルを活用した国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直し」（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション）に取り組んでいく方針を明確に致しました。

これまでと同様、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

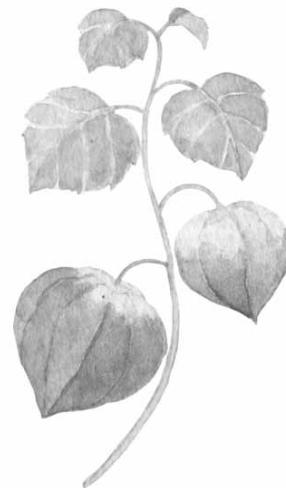
具体的には、キャッシュレス納付を含む納税手段の多様化や添付資料を含めたe-Taxの利用促

進に加え、令和3年7月からは、電子委任状を添付し、納税者から納税証明書の請求及び受領に関する委任を受けた代理人が、e-Taxを利用して、来署することなく交付請求から受領までの手続きを行うことが可能となります。

また、令和4年1月からは税務調査等で提出を求められた書類について、e-Taxで送信することが可能となるなど、ICTを活用した申告・納税手続きの普及に向け、積極的な周知・広報に努めてまいります。

さらに、令和5年10月からの導入にむけ、本年10月には、消費税インボイス制度の事業者登録が開始されます。制度導入に向けて、事業者の皆様のご準備が円滑に進むよう、税理士会の会員皆様方のご協力が不可欠であります。日本橋支部の会員皆様におかれましては、事業者の皆様のご準備が円滑に進むよう、引き続き、制度の広報・周知などにご協力いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。





着任のごあいさつ

東京都中央都税事務所長 くり はら てつ じ 栗原 哲治

東京税理士会日本橋支部会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

4月1日付で、中央都税事務所長に着任いたしました栗原でございます。今般の新型コロナウイルス感染症対策等の関係から、ご挨拶が大変遅れましたことを心よりお詫び申し上げます。

東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様におかれましては、都の税務行政並びに法人事業税や事業所税の適正な申告など、都税事務所の運営に多大なお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

また、地域における「税の専門家」のお立場から、税務支援活動として無料税務相談や各種説明会などを実施され、さらには、次世代育成のための「租税教室」を開催されるなど、社会貢献活動に精力的に取り組み、地域社会における税の理解促進に大いに貢献されています。こうした会員の皆様の真摯なご尽力に心から敬意を表します。

さて、現在、東京都では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、都民の命と健康を守るため、「東京iCDC」（東京感染症対策センター）の設置をはじめ、検査・医療体制の充実などに全力で取り組んでおります。また、東京の経済を守るため、これまでも事業主様向けの支援策として、感染拡大防止協力金や家賃等支援給付金といった給付や経費の助成などの対策を講じてきました。

さらに、税制面からも申告期限の延長や徴収猶予制度の活用、固定資産税等の軽減措置の積極的な周知と適用にも努めてまいりました。貴支部の皆様にも多大なご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

現在、コロナ禍における厳しい経済状況ではありますが、都民に寄り添いながら、柔軟な対応に努めるとともに、地域の皆様に対する広報活動など、十分な説明責任に留意しつつ、都政運営の原資となる都税収入の安定的な確保に向け、その責務を果たしていく所存です。

ところで、新型コロナウイルス感染症の拡大により、行政のデジタル化の遅れが浮き彫りになり、都においても「あらゆる施策をデジタルファーストの視点で見直す」、さらに「DXの推進を梃子に都政の構造改革を進めていく」とされております。東京都主税局といたしましても、こうしたことを背景に、2020年1月に発表した税務行政のデジタル化を核とする「主税局ビジョン2030」の実現に向けた取組を不可逆的に進めていくこととしております。

この税務行政のデジタル化の目的は、単なる業務の効率化ではなく、キャッシュレス納税の推進やバックオフィス連携（国、地方自治体等とのデジタル化されたデータ連携）によるワンスオンリーの実現など、納税者の利便性を抜本的に向上させることを大きな柱の一つとしております。

こうした税務行政の推進にあたりましては、貴支部をはじめ関係団体の皆様のお力添えが不可欠です。今後とも都の税務行政の良き理解者として、一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びにあたり、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



日本橋税務署新旧幹部職員名簿

令和3年7月12日

官職	新任者		前任者	
	氏名	前任部署	氏名	異動先部署
署長	石井 徹	局・調一・国際監理官	長井 伸仁	(退職)
副署長(法内)	山口 尚子	日本橋・副署長(徴法調)	井手上秀文	熊本局 総務部 情報システム課長
副署長(総)	川口 篤彦	(留任)	川口 篤彦	(留任)
副署長(徴法調)	森田 哲裕	福岡局・調査査察・特査官	山口 尚子	日本橋・副署長(法内)
指管運特官	下川 龍男	渋谷・徴収・特官(指)	新 設	(芝から移設)
指法特官(総括)	福澤 正隆	(留任)	福澤 正隆	(留任)
指源特官	高野浦信昭	新宿・源泉特官・特官	武石 進	局・調一・調査管理課・実指専官(再)
総務課長	平島 慎吾	(留任)	平島 慎吾	(留任)
管運特官	浦田 志保	横須賀・徴収・特官	新 設	(芝から移設)
管運特官	澤 達也	芝・管運・特官	新 設	(芝から移設)
管運1統括	上田 右人	千葉西・管運1・統括官	中村 茂	麻布署・管理運営1・統括官
管運連調	福島理英子	(留任)	福島理英子	(留任)
管運2統括	出口 豊秀	葛飾・管運2・統括官	佐藤 庸子	麻布・個人6・統括官(資料)
管運3統括	野中 新一	横浜中・管運4・統括官	局 圭子	日本橋署・管運4・統括官
管運4統括	局 圭子	日本橋署・管運3・統括官	田沼 秀樹	(退職)
徴収統括	加藤ゆり子	向島・徴収・統括官	福井 和行	局・徴収部・徴収課・主査
個1統括	田中 雅之	総務・企画・主任分析専門官	鈴木 敏子	局・課一・審理課・総括主査
個2料統括	齊藤 啓児	(留任)	齊藤 啓児	(留任)
資産統括	室岡 崇	新宿・資産・審理専門官	谷川 孝	木更津署・資産・統括官
法人特官	天沼 晃	(留任)	天沼 晃	(留任)
法人特官	宗形 吉光	(留任)	宗形 吉光	(留任)
法人特官	井上 雅雄	(留任)	井上 雅雄	(留任)
法人特官	大川 忠夫	(留任)	大川 忠夫	(留任)
法人特官	歌門 一隆	東京上野署・法人特官・特官	松島 一重	麹町署・法人特官・特官
法人特官	佐藤 智雄	査察・査察23・総括主査	堀内 清治	新宿署・法人特官・特官
法人特官	中田 昌宏	練馬東・法人1・統括官		
法人特官	内山 晴清	(留任)	内山 晴清	(留任)
特官連調官	青山恵美子	(留任)	青山恵美子	(留任)
源泉特官	馬場 章	小田原・法人1・統括官	高盛 弘美	京橋・源泉特官・特官(指)
法1統括	伊辺 憲幸	西新井・法人1・統括官	青木 崇匡	東京上野・法人特官・特官
法連調官	菅ノ又 密	(留任)	菅ノ又 密	(留任)
法2統括	早瀬 陽子	(留任)	早瀬 陽子	(留任)
法3統括	村山奈緒美	(留任)	村山奈緒美	(留任)
法4統括	相良 健一	藤沢・法人3・統括官	西 喜郎	局・課一・重要統実・総括主査
法5統括	稲森 浩二	厚木・法人3・統括官	新井 啓介	東村山署・法人6・統括官
法6統括	賀川 恭代	税務大学校	大下 豪	局・課二・法人課税課・連調官
法7統括	遠藤 敏	(留任)	遠藤 敏	(留任)
法8統括	石川 進	大森・法人4・統括官	根本 謙二	庁・査察課・主査
法9統括	堀内 順子	足立・法人1・上席	盛元 眞也	カジノ管理委員会・課長補佐
法10統括	日暮 等	甲府・法人5・統括官	本多 浩行	局・調二・総括主査
法11統括	大場 瑞香	課二・調査1・調査官	新 設	
国専官法	尾崎 光俊	(留任)	尾崎 光俊	(留任)
国専官源	鈴木 礼美	(留任)	鈴木 礼美	(留任)
審専官法	小玉 貴	品川・法人・審理専門官	泉水 健	茂原・法人1・統括官
審専官源	内田 志延	総務部・税相・相談官	白戸 秀周	麹町・審専官源
課長補佐	上松 明子	査察・査総一・査察官	山本 教子	江戸川北署・徴収特官・連調
総務係長	菊池 航	(留任)	菊池 航	(留任)
会計係長	朝日 亮太	(留任)	朝日 亮太	(留任)

新役員の紹介



副支部長
(研修部、情報システム委員会担当)

やす だ のぶ ひこ
安田 信彦

この度の役員選挙におきまして、副支部長という大任を仰せつかりました安田信彦です。担当は研修部と情報システム委員会です。

コロナ禍の中、業務のデジタル化が進んできております。私の使命はこの大きな変化に対応できる事務所づくりに貢献することであると思って居ります。デジタル化に向けて参考となる情報をどんどん配信していきたいと思って居ります。

研修につきましては会場型の研修の開催が厳しくなってきたことを踏まえ、パソコンでの受講が難しい会員についても支部会議室を使ったマルチメディア研修の視聴などを積極的に行い36時間達成を図って行きたいと思って居ります。

ICTに強い日本橋支部を目指していければと思っております。

なにとぞ皆様方のご指導とご協力の程宜しくお願い申し上げます。



副支部長
(広報、租税教育推進委員会担当)

あお き ひさ なお
青木 久直

この度の役員選挙におきまして再度副支部長を仰せつかりました青木久直です。広報部、租税教育推進委員会を担当致します。

新型コロナウイルスの感染拡大により支部活動にも大きな影響を受け、対面での支部活動を自粛することとなり、支部活動のあり方も大きく変わりました。今後の感染状況を注視しつつ多くの支部会員の皆様に充実した研修会並びに支部行事を企画し、より身近な支部運営を図って参りたいと思っております。

また、竹田支部長を補佐するとともに、これまでの役員経験をもとに支部会員の皆様のお役に立てるよう、微力ながら頑張りたいと思っております。



副支部長
(組織部、経理部、法対策委員会担当)

うめ だ ふみ え
梅田 文江

この度の役員改選により、副支部長に就任することになりました梅田文江と申します。

担当は組織部、経理部、法対策委員会です。

組織部は支部と東京税理士会との連絡調整を行う重要な部であり、東京会では理事として2期4年組織部に在籍し、今後も再び組織部に委員として所属することになりました。経理部と法対策委員会は初めての経験となります。

微力ながら今までの経験を活かし職責を全うする所存でございます。

竹田支部長の下、支部会員のお役に立てるよう務めさせていただきます。何卒、皆様のご指導とご協力の程、よろしくお願い致します。



副支部長
(総務部、厚生部担当)

おお さわ あき ひと
大澤 昭人

この度初めて副支部長に就任することになりました大澤昭人です。

担当は総務部、厚生部です。これまで日本橋支部において総務部長4年、厚生部長2年務めたのち、東京会の理事として税務支援対策部に2年、厚生部に2年間在籍していました。今後は、総務部、厚生部の役員の方々と協力して竹田新支部長のもと支部活動にお役に立てるよう努めていきたいと思っております。

2年間、宜しくお願いいたします。



副支部長
(綱紀監察部、税務支援対策
部担当)

さわ き きょう のり
澤 城 教 典

この度の役員改選により、副支部長を務めさせていただくことになりました。担当は綱紀監察部と税務支援対策部です。

微力ではありますが、少しでも皆様のお役にたてるよう努めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。



(総務部長)

ます だ かず ひろ
増 田 和 弘

この度、支部幹事の委嘱を受け、総務部長を拝命いたしました増田和弘です。これまで幹事就任以来ずっと広報部に在籍していたため、総務部の事業内容については素人です。そのため、会員や総務部員の皆様にはご迷惑をお掛けすることもあるかも知れませんが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

総務部の事業は、定期総会や常会、幹事会などの運営について、調整等を行う重要な部門です。したがって、スムーズな支部運営のために努力していきますので、何卒、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



(研修部長)

しお や みつる
塩 谷 満

このたび研修部長、情報システム委員長に就任しました。支部の皆さまがより多く、快適に研修に参加できるよう、研修部員と考え、改善していきたいと思っております。支部の研修、IT環境に要望がありましたら、何でもお聞かせください。よろしく申し上げます。



(広報部長)

た だ た けし
多 田 毅

この度、広報部長を拝命しました多田毅です。広報部としては、3年目になります。

会報「にほんばし」は日本橋支部とその会員を繋げる重要な広報媒体です。そのため、より一層の紙面充実を図るとともに、多くの会員に楽しんでもらえるような内容にしたいと考えております。これまでの伝統に恥じない紙面を目指して参ります。何卒、皆様のご協力ほどよろしくお願いいたします。



(厚生部長)

ゆ もと やす ひろ
湯 本 康 弘

この度の支部役員改選により、厚生部長を拝命しました湯本康弘です。前期に引き続き2期目の就任となります。

前期より新型コロナウイルス感染対策のため、同好会活動につき通常の運営が難しく、特に囲碁、歌舞音曲の屋内で活動する会については活動再開の目途が立っておりません。野球、ゴルフ、テニス、アウトドアの屋外の会については、感染対策を十分に行い最低限の活動を行っていますが、早く気にせずに思う存分活動ができる環境に戻れることを祈って止みません。その折には今まで関心のなかった会員の皆様にも同好会への参加をお待ちしております。

その他明治座観劇会、ボウリング大会等もここ2年中止となっておりますが、再開を心待ちにしたいと思っております。

会員の皆様のご協力、ご指導を宜しく申し上げます。





(組織部長)

 ひら かわ あきら
 平 川 彰

この度、役員改選により組織部長という大任を仰せつかりました平川彰と申します。

野本前部長の後を引き継いで、少しでも会員皆様のお役に立てるよう、自分にできる範囲で役割を果たしてまいりたいと考えております。

皆様のご協力をお願い申し上げます。



(綱紀監察部長)

 やま した こう いち
 山 下 孝 一

この度の支部役員改選により、綱紀監察部長を仰せつかりました。

微力ではありますが、竹田支部長の下で、支部会員の皆様と意思の疎通を図りながら支部の発展のために尽力して参りたいと思います。

皆様のご協力をお願い申し上げます。



(経理部長)

 くり はら しん ぺい
 栗 原 真 平

この度、日本橋支部の経理部長に就任することになりました栗原真平です。

これまで日本橋支部では、監事、総務部幹事、経理部幹事を各1期務めて参りました。

また、前期は東京税理士会中小企業対策部委員を兼任していました。これらの活動を通じて諸先輩方から多くの事を学ぶことができました。

今までの経験を踏まえ、経理部ではコロナ禍においても効率的に業務ができる仕組みを考えていきたいと思っています。竹田支部長、梅田担当副支部長をはじめ諸先輩方にもご助言をいただき、微力ながら日本橋支部運営のお役に立てるよう、日々精進していきたいと思っています。

皆様今まで同様ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。



(税務支援対策部長)

 いけ がみ だい じ
 池 上 大 二

この度の役員改選で税務支援対策部長を務めさせていただくことになりました。

微力ではありますが、活発な支部活動のお役に立てるよう務めさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

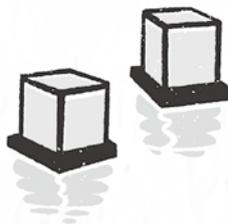


(総務部)

 たか ぎ さだ かず
 高 木 貞 和

このたび、役員に就任致しました高木貞和と申します。今回で3期目になりました。前回に引き続き所属は総務部です。前回より総務部員が減少となり役割も多くなることと思います。微力ながら支部運営のお役にたてるよう精一杯務めさせていただきます。

今後とも、みなさまのご指導・ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。





(総務部)

なか じま か よ こ
中 島 加 誉 子

この度総務部役員に就任いたしました中島加誉子です。これまで支部内の活動としましては、租税教室の講師として日本橋近辺の小学校で租税の授業をしてきました。今後もこの活動を続けつつ、支部役員としても何かお手伝いできればと思っています。不慣れで皆様のお世話になるばかりですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。



(総務部)

た なか よう じ
田 中 洋 二

この度、総務部担当の幹事に就任いたしました田中です。幹事2期目となりました。

引き続き、役員並びに事務局の皆様のご指導、お力添えを賜りながら、少しでも支部運営のお役に立てるよう務めてまいりたいと思っています。何卒よろしくお願い申し上げます。



(総務部)

わた なべ こ す ぎ
渡 邊 こ す ぎ

このたび、総務部担当幹事に就任いたしました、渡邊こすぎと申します。

今年で開業して4年目となりました。支部ではアウトドア部とテニス部に参加しております。

日本橋支部運営のお役に立てるよう微力ながら務めてまいりたいと思いますので2年間どうぞよろしくお願いいたします。



(研修部)

さ と う あ き ひ ろ
佐 藤 明 弘

このたび、支部役員の改選に伴い、引き続き幹事（研修部担当）を務めさせていただくこととなりました。

研修については年間36時間の受講義務が課せられておりますが、昨年来コロナ禍の影響が長引き、なかなか会場型の研修が叶わない状況にあることから、DVD研修なども交えながら、皆様方がより意欲的に研修に参加していただけるよう、今後とも努めてまいる所存ですので、引き続きよろしくお願い申し上げます。



(研修部)

と く や ま か ず み
徳 山 和 美

この度の支部役員改選で、引き続き研修部担当の幹事を務めさせていただくことになりました。

昨年からの新型コロナウイルス感染症蔓延のため、会場型の研修の中止延期が度重なり会員の皆様へ十分な研修の運営が出来ず、悔まれます。会場型の研修の制約がありますが、年間36時間達成出来ますよう会員の皆様に興味を持っていただけるテーマを企画・実行出来ればと思います。

これからの2年間は、研修会参加会員数の増加を目指し、支部運営に少しでも、お役に立てるよう精一杯務めさせていただきますので、どうぞ、宜しくお願い申し上げます。





(研修部)

つち だ よし こ
土 田 美 子

この度の役員改選で幹事を務めさせていただくことになりました、土田です。

日本橋支部に事務所を移転した早々に研修部の委員としてお声掛けいただき、お手伝いを始め研修部一筋。委員からスタートし、研修部員として2期、今度で3期目になります。

研修会場で先生方とお会いできることが楽しみでしたが、この一年半は新型コロナの流行のため会場での研修が制限されて大変さみしく感じています。

このような状況下ではございますが、研修部長を支えつつ有益な研修を提供できる様精進して参ります。

どうぞよろしく願いいたします。



(研修部)

こ よう たけ はる
小 用 丈 晴

この度の支部役員改選で引続き研修部担当の幹事を務めることとなりました。

小用(「コヨウ」と読む。)という姓は珍しく、出身地の埼玉県川口市でも、ほんの数件しか存在せず、その由来についても、未だはっきりした答えを見出せずにあります。とにかくレアな苗字なのです。

そのため、活字であればまだいいのですが、手書きで『小用』と記入する書面をみた人からは、「小田(オダ)さん」と呼ばれたりすることも多いです。「オダ」以外にも、「山田(ヤマダ)」、「水田(ミズタ)」、「山川(ヤマカワ)」等々、実に多様な解釈がこれまでされてきています。

さてこれからの2年間、安田副支部長、塩谷部長、そして他の研修部メンバーと助け合い、会員のみなさまが受講義務となっている年間36時間受講達成のために働きながら、一步でも成長できれぱと思っています。



(研修部)

わた なべ み や こ
渡 邊 美 弥 子

こんにちは、このたび支部幹事に就任いたしました渡邊美弥子と申します。平成30年の春に上野支部から移りまして、それ以来、雑談室、テニス部、女子部会、研修会等々、日本橋支部のイベントに楽しく参加させていただいております。これからは研修部の一員として皆様と楽しく、そして、成長していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。



(研修部)

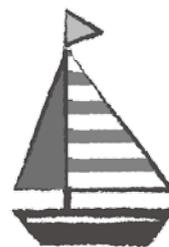
たか だ し ろう
高 田 次 郎

この度、研修部の幹事に就任いたしました高田次郎と申します。事務所は日本橋横山町、昨年8月に開業いたしました。

運動神経は別として、体を動かすことは大好きです。地元逗子では、地域のスポーツ振興のお手伝いをしていますが、このところ駅伝大会・ポッチャ大会等の各種スポーツイベントの自粛が続く、寂しい限りです。

税理士会では多くの研修が開催されており、コロナ禍にあってもオンライン研修等による受講が可能であり、大いに活用させていただきました。

初めての支部活動となりますが、多くの皆様との交流を楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。





(法対策委員長・広報部)

こやま えい いち
小山栄一

日本橋支部の皆様、こんにちは。この度法対策委員長と広報部の幹事を仰せつかりました小山栄一と申します。どうぞよろしくお願い致します。法対策委員長は二期目、広報部は三期目となります。法対策委員では、本会制度部や調査研究部よりの課題検討についてのアンケートへ回答協力していく事になります。広報部では会報「にほんばし」を通じて支部会員への情報発信やお役に立てる内容をお届けする事になります。一人でも多くの方に会報を見て頂けるような工夫も考えて行かなければなりません。部長を中心に広報部全員で検討し、より良い会報を皆様へお届けできるよう努力していく所存でございます。微力ではありますが、二年間頑張りますので、何卒ご協力の程宜しくお願い致します。



(広報部)

おだ ひで とし
小田英敏

この度、幹事に就任いたしました小田英敏と申します。

何卒よろしくお願い致します。

支部運営のお役に立てるよう、一生懸命務めさせていただきたいと思っておりますので今後とも、皆様のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。



(広報部)

きた じま あ き
北島亜紀

このたび、前期に引き続き広報部を務めさせていただくこととなりました。

コロナ禍で、研修や懇親会といったコミュニケー

ションの場が減少してしまい寂しい今日この頃ではありますが、会員の先生方におかれましては如何お過ごしでしょうか。

広報誌「にほんばし」は紙面を通じて支部活動や様々な情報をお届けする情報誌ですが、聞くところによりますと、各支部によって広報誌の作り方も様々で、研究論文などは他の支部ではない特徴的な取り組みであるそうです。日本橋支部らしさを承継しつつ、微力ではありますが、二年間どうぞよろしくお願い申し上げます。



(広報部)

かしわ くま たかし
柏熊尚

このたび、広報部の支部役員に就任させて頂くことになりました、柏熊と申します。

広報誌という媒体をあらためて拝見させて頂き、様々な会員層の皆様にとって少しでも有益な情報提供媒体となるよう、皆様にお力添え頂きながら努めていきたいと思っております。

2年間という任期の中で、少しでもお役に立てるよう、微力ながら尽力させて頂ければ幸いです。

どうぞよろしくお願い致します。



(広報部)

みつおか かず ひこ
三塚一彦

この度、広報部を務めさせていただくことになりました三塚と申します。

コロナ禍の中、人との接触が少なくなりコミュニケーションが不足気味になっている状況でもあります。会報「にほんばし」を通じて支部会員間の繋がりを感じていただければと思っております。微力ではありますが、少しでも役に立てるよう務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。



(厚生部)

たか やま かず こ
高 山 和 子

支部役員改選で、引き続き2期目の厚生部担当の幹事を務めさせていただくことになりました。厚生部の活動はゴルフ部、テニス、ボウリング、アウトドア部、歌舞音曲等ですが、コロナのため中止になっている活動もあります。現在厚生部で実施している活動では、会員の皆様が安全に交流でき親睦が図れるように努めていきたいです。

多くの会員の皆様が厚生事業に参加いただき交流できるように目指していきたいので、よろしくお願いいたします。



(厚生部)

すみ だ なお こ
住 田 直 子

この度幹事に就任しました住田直子と申します。支部の一員として、皆様のお役に立てるよう一生懸命努めさせていただきます。

また、厚生部の一員としても、コロナ禍ではありますが、会員の皆様の親睦を深めることができるよう、様々な企画運営のお手伝いをさせていただければと思います。

女性会員としても、女性会員の皆様に参加いただきやすいような懇親会を企画できればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。



(厚生部)

いま い しん ご
今 井 信 吾

この度、幹事を仰せつかりましたのでよろしくお願いいたします。

これまででは、野球部の活動を通じて、河原元支部長をはじめ、坂下前支部長やたくさん先輩方

には、日頃よりお世話になり、いつか自分が先輩後輩への恩返しをし、微力ながら支部運営を精一杯頑張っていきたいと思っていました。

コロナ禍という特殊な最中ではありますが、オリンピックも開催し、皆様と前向きに取り組んで、特に楽しい厚生活動ができるようにしたいです。古巣の若手野球部員のサポートや、ゴルフなどを盛り上げていければと思います。

初めてのことですが、皆様のお役に立てるように頑張っていく所存でございます。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



(厚生部)

よし だ くに ひこ
吉 田 邦 彦

この度、日本橋支部の幹事に就任致しました吉田邦彦と申します。厚生部を担当させていただきます。

ワクチン接種が進んでいるとはいえ、まだまだ制約が多い日々が続いている中で、厚生部事業を通して会員の皆様に心からリフレッシュして頂けるよう、また有益な交流を行って頂けるように、幹事としての職務を全うする所存です。

どうぞ宜しくお願い致します。



(厚生部)

み うら とし ゆき
三 浦 敏 幸

この度、初めて日本橋支部の幹事を仰せつかりました三浦敏幸です。厚生部を担当させていただくことになりました。いままで野球部員として厚生活動に参加させていただく立場でしたが、これから少しでも日本橋支部に恩返しができるよう努めさせていただきたいと思っています。何卒よろしくお願いいたします。



(組織部)

ます い ひろ ひさ
増 井 裕 久

この度の支部役員改選において、組織部幹事に新たに就任いたしました増井裕久と申します。開業3年目の新人（60過ぎのおじさん）ですが、このような大役を任され身が引き締まる思いと同時に不安であります。引き受けた以上は、先輩諸氏に相談しながら責務を果たしていく所存です。

支部運営のお役に立てるように務めさせていただきますので、どうぞ宜しくお願い致します。



(組織部)

しょうじりょういち
東 海 林 良 一

日本橋支部に移転登録して、5年経ちました。初めて役員に就任させていただきました。

2001年に渋谷支部で税理士登録させていただき、その後、江東東支部→日本橋支部と移ろいました。

江東東支部ではテニス部、写真部に所属してましたので、日本橋支部でもテニス部に入れていただき、お世話になっております。

趣味はサーフィン、テニス、筋トレ、写真、旅行です。

最近の仕事の合間に、事務所近くのジムで筋トレに励んでおります！

ダイエットと趣味の運動パフォーマンスUPに効果が出ています。

無理が効かない年齢になってきましたので、体を動かすことや、睡眠、食生活に気を使うようになってきました。

とはいえ、お酒はやめられません・・・

お酒はウイスキーとワインが好きです。

最近、Japanese whisky が品薄で高騰してしまい残念です。

不慣れなこともあり、ご迷惑をおかけすることも多々ありますが、皆様のお役に立てるよう尽力する所存でございますので宜しくお願い致します。



(経理部)

み か じり ただ ひろ
三 ヶ 尻 忠 敬

前期に続き幹事に就任し、引き続き経理部に配属となりました。監事の時代からですと経理関係で7期目になりました。前期で幹事を最後にする予定でしたが、経理部が居心地が良いのでまた幹事を務めさせていただくこととなりました。

前期は途中からコロナ禍になり、幹事会がオンラインミーティングになったりして色々大変でした。これからも数年に一度は起こりうるであろうパンデミックに向けてオンラインミーティングにも慣れてどんどん参加していこうと思います。

ただ、趣味のマラソンに関しては、オンラインマラソンだと全くもって面白くもないのでこのオンラインはご勘弁いただきたいと思う今日この頃です。話が逸れましたがまた一期どうぞよろしくお願いします。



(経理部)

なか むら けい こ
中 村 佳 子

このたびは、経理部に就任いたしました中村と申します。

日本橋という街に大変お世話になり、日本橋支部の先生方や事務局の皆さんにいつも助けていただき感謝しております。

微力ながらお手伝いさせていただきたいとおもいます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。





(網紀監察部)

まつ もと ひろ あき
松 本 洋 明

皆様、こんにちは。この度、初めて支部幹事を拝命し、網紀監察部を担当させていただくこととなりました松本と申します。

何分不慣れなため至らない点多々あると思いますが、皆様方のご指導をいただきながら、少しでも支部運営のお役に立てるよう努めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



(網紀監察部)

ふじ さわ よし ふみ
藤 沢 佳 文

この度、網紀監察部の支部幹事を務めさせていただくことになりました藤沢と申します。

開業2年目の新米です。毎日新たな経験ばかりで新鮮です。少しでも支部のお役に立てるよう頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。



(税務支援対策部)

まつ ばやし けい こ
松 林 恵 子

皆様、こんにちは。松林恵子と申します。

このたび支部幹事を拝命致しました。

担当は税務支援対策部です。2期目となります。

諸先輩方のご指導をいただきながら、微力ではありますが支部の事務運営に尽力させていただきたく存じます。

1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。



(税務支援対策部)

とく だ かず ひろ
徳 田 和 浩

今期も引続き税務対策部を担当させていただくこととなりました。

税務支援対策部では、年4回の無料相談の実施等、小規模な納税者の税に対する支援を主な仕事として行っております。

現在、新型コロナウイルスの影響により、なかなか思うように税務支援対策部の仕事ができない状態であります。今期の在任中にまた平常通りに戻ることをお祈りし、与えられた仕事を精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



(税務支援対策部)

ぬく い のり こ
温 井 徳 子

この度、日本橋支部役員を拝命いたしました温井徳子です。最近改めて税理士法を読み返す機会があり、それによると税理士は、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」と定められています。この使命を達成するために、私たちはより多くの場面でさらに質の高い職務提供を目指していかなければなりません。

昨今のコロナ禍により暮らし方や働き方が変わり、それに伴って関与先企業の経営課題も従来とは様変わりしているように感じます。また我々の税理士業界を取り巻く環境も急速に変化しており、その変転に適応することの大切さと厳しさを日々実感しております。今後、日本橋支部の役員として、支部の会員を支えるため、会務活動に微力ながら努めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。



(税務支援対策部)

あずま 東 しん や 真 也

この度日本橋支部の税務支援対策部に配属されました東真也と申します。何卒よろしくお願い申し上げます。

支部活動自体にほとんど参加したことがなく、右も左もわからない状況ではございますが、諸先輩方にご指導いただきながら、微力ながら日本橋支部を支えて参りたいと思います。今後ともよろしくようお願い申し上げます。



(本会理事)

もり 森 いち ろう 一 郎

この度の東京税理士会の役員改選によりまして、理事を務めさせていただくことになりました。

本会の所属は広報部です。これまで厚生部に5期所属しておりましたが広報部は初めてです。広報部の主な仕事は、毎月発行されます東京税理士会の会報「東京税理士界」の作成発行です。毎月1回の広報部会、印刷所に行って最後の校正等、そして編集後記も輪番で書くことになっているようで、大変なことを引き受けてしまったという思いと、新たな環境で頑張ろうという思いが入り混じっています。

また、理事として日本橋支部と東京税理士会との調整役として、皆様のお役に立てるよう努めてまいります。よろしくお願いいたします



(本会理事)

はま かわ ひさ こ 濱 川 久 子

この度の東京税理士会の役員改選により、再度本会理事を務めさせていただく事になりました。

所属は、前期に続き国際部です。

前期は、コロナの影響により思うような活動ができず、コロナに振り回された2年間でした。今期もいまだに終息が見通せない状況で何ができるかは不安なスタートです。

国際課税環境は変化が大きく、大法人、税理士法人の事と関係がないと思っていたら、最近は何となく身近になってまいりました。不案内な国際税務関係について、少しでも情報提供ができるように活動していく所存です。どうぞよろしくお願いいたします。



(本会理事)

ゆう き まさ し 結 城 昌 史

この度の東京税理士会の役員改選によりまして、本会理事を務めさせていただくことになりました。本会での所属は租税教育推進部です。

支部では、租税教育推進委員長を2期務めさせて頂きました。日本橋支部管内では、租税教育を行える機会は限られていましたが、本会での会議などでは随分意見を言わせて頂きました。今度は、逆の立場となりますが、租税教育の更なる発展のためにも、引き続き意見を述べていきたいと思っております。

租税教育にご理解いただいております支部会員の皆様には、引き続き更新研修、新規養成研修、そして広域対応研修の受講をお願いいたします。



(本会理事)

いわかわ ゆみこ
岩川由美子

この度の東京税理士会の役員改選により、本会理事を務めさせて頂くこととなりました。本会での所属は研修部です。

研修受講義務36時間に関する会員の受講記録が令和元年の10月から日税連ホームページに公表されるようになりました。会員の受講実績が公表されることにより納税者に対して、私達は税に関する専門家として日々研鑽しておりどうぞ安心してお任せ頂きたいと言う専門的資質をアピールするものであると解釈しております。

全会員が研修受講36時間が達成できますようマルチメディア研修など充実したプログラムを提供出来る様に、また理事として少しでもお役に立てる様に頑張っていく所存です。



(本会理事)

お ばら まさ ひろ
小原正寛

この度の東京税理士会の役員改選により、本会理事を務めさせて頂くことになりました。

本会での所属は情報システム部です。日々進歩するデジタル化社会ですが、税理士業務も電子化が必要不可欠になってきています。最も身近な電子申告でも現在その申告の際に利用する第五世代税理士用電子証明書の申込受付が始まっています。

新型コロナウイルス感染防止の観点からオンライン対応が求められ対面業務を減らすことが要請されており、業務資料も紙からデータへ移行することがますます進むことが予想されます。このような社会情勢の中で情報システム部員として少しでも皆様のお役に立てるように努力して参りますのでどうぞよろしくお願ひいたします。



(監事)

み すい りつ お
味水律夫

この度の支部役員改選に当たり、引き続き監事の職を務めさせて頂くこととなりました。微力ではありますが、職責を十二分に果たすべく努力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



(監事)

かわ ぐち まり
川口真理

はじめて監事を務めさせて頂きたく思います川口真理と申します。今までは総務部・経理部を経験して参りましたが、諸事情（主に子育てを伴うワークライフバランス）を理由として少々お休みの期間を頂いておりました。子供はすくすくと成長し既に満3歳を迎えましたので、もうそろそろ活動を再開しようと思ひます。監事の業務については不慣れではありますが、皆様にご迷惑をおかけしないよう、精一杯務めさせて頂きたくと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

投稿原稿募集について

日本橋支部広報部では、投稿原稿や表紙の写真を募集しております。

研究論文や随筆、短歌や俳句、旅先での体験談、趣味の話、思い出の記憶、今熱中していることなど、多岐にわたって「新しい企画」のアイデアも募集します。

より良い会報誌を支部会員に提供するために、ぜひご協力のほどよろしくお願ひいたします。

(広報部長 多田 毅)



居住用賃貸建物の取得等に係る 消費税の仕入税額控除の制限について

さ たけ はや と
佐竹 勇人



1 はじめに

令和2年度税制改正において、居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度について見直しが行われ、令和2年10月1日以後に行われた居住用賃貸建物の取得等に係る課税仕入れについては、仕入税額控除が制限されることとなりました。

本制度は近年、作為的な金の売買を継続して行う等の手法により意図的に多額の課税売上げを計上して課税売上割合を増加させることにより、賃貸マンション等の取得に係る消費税について、本来行われるべきでない仕入税額控除による還付を受けたうえで課税売上割合が著しく変動した場合の調整措置の適用を免れるといった事例が散見されたことを背景としたものです。

3月決算の法人においては、令和3年3月の決算期に係る消費税の確定申告が本制度の適用開始以後初めての確定申告となり、本制度に係る取り扱いの事例も少ないところですが、申告作業を行う中で実務上の疑問点も出てきたため、主に居住用賃貸建物を取得した際の取扱いを中心に研究論文の題材としたいと思います。

2 居住用賃貸建物の範囲について

居住用賃貸建物に該当するかどうか実務上判断に迷うケースとしては、法人が建物を従業員の社宅や福利厚生施設として購入する場合があります。

消費税法上「居住用賃貸建物」とは、「事業者が国内において行う別表第一第13号に掲げる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。）以外の建物で高額特定資産又は調整対象自己建設高額特定資産に該当するもの（消費税法第30条第10項）」をいうこととされております。

また、住宅の用に供しないことが明らかな建物

については、消費税法基本通達11-7-1において、建物の構造及び設備の状況その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなるものをいい、例えば、次に掲げるようなものがこれに該当するものとされております。

- (1) 建物の全てが店舗等の事業用施設である建物など、建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物
- (2) 旅館又はホテルなど、旅館業法第2条第1項《定義》に規定する旅館業に係る施設の貸付けに供することが明らかな建物
- (3) 棚卸資産として取得した建物であって、所有している間、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかなもの

上記の建物を従業員の社宅として購入する場合には、従業員から使用料を徴収する場合には、上記住宅の貸付の用に供しないことが明らかな建物以外の建物に該当し、一方で社宅利用料を徴収しないことが取得の時点で客観的に明らかな場合には、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物に該当するため、居住用賃貸建物に該当せず、仕入税額控除の対象となります。（国税庁 質疑応答事例 社宅に係る仕入税額控除）

また、建物を従業員の福利厚生施設として購入する場合、当該建物が旅館業法の適用対象となる場合には、居住用賃貸建物に該当しないことから仕入税額控除の対象となり、旅館業法の適用対象とならない場合には、課税仕入れの金額によっては、居住用賃貸建物に該当するものとして仕入税額控除の対象外となる可能性があります。一般的に旅館業については、営業するために都道府県知事の許可を受ける必要があるようですので、旅館業法の適用対象かどうかの判断にあたっては、都道府県知事の許可を受けているかどうかの問題となるものと考えられます。

3 居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について

居住用賃貸建物を取得した場合、購入代金や建設原価だけでなく様々な支払いが発生しますが、どこまでの支払いが仕入税額控除の制限対象となる課税仕入れに該当するかという疑問が生じます。以下それぞれの取得の形態に分けて検討していきます。

(1) 購入により取得した場合

居住用賃貸建物を購入により取得した場合、購入代金のほか、仲介手数料や取得日以降の期間に係る未経過固定資産税等の分担金など複数の支払いが発生します。

消費税法第30条第10項において居住用賃貸建物とされる「高額特定資産」とは、「棚卸資産及び調整対象固定資産のうち一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100に相当する金額が1,000万円以上のもの（消費税法第12条の4第1項、消費税法施行令第25条の5第1項第1号）」をいい、また、高額特定資産の「課税仕入れに係る支払対価の額」とは、「当該資産に係る支払対価の額をいい、当該資産の購入のために要する引取運賃、荷役費等又は当該資産を事業の用に供するために必要な課税仕入れに係る支払対価の額は含まれない（消費税法基本通達1-5-24）」こととされています。

したがって、仲介手数料などの付随的な支出については、居住用賃貸建物の対象となる課税仕入れに係る支払い対価の額に含まれないものと考えられます。

一方購入代金とは別に支払う未経過固定資産税等の分担金については、「譲渡対価の一部を構成するもの（国税庁 質疑応答事例 未経過固定資産税等の取扱い）」と考えられていることから、当該課税仕入れに係る支払い対価の額として、仕入税額控除が制限対象となる可能性があります。

(2) 居住用賃貸建物を自ら建設する場合

居住用賃貸建物に該当する建物を自ら建設等することにより取得する場合、たとえば下記のような疑問が生じます。

- ・ 居住用賃貸建物の課税仕入れを行ったものと認識される時期
- ・ 竣工式費用等の竣工後に発生する課税仕入れ

の取扱い

以下それぞれについて検討します。

① 居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額として認識される時期

建物を自ら建設等する場合、竣工前においても設計料や資材購入費等の課税仕入れが発生しますが、すべての課税仕入れについて居住用賃貸建物として仕入税額控除を制限すべきかどうかという疑問が生じます。

居住用賃貸建物として消費税法第30条第10項に規定される「調整対象自己建設高額特定資産」とは、「他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産若しくは当該事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産でその建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上になったもの（消費税法第12条の4第2項、消費税法施行令第25条の5第3項）」とされています。

したがって、課税仕入れを行った課税期間の末日までに建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円に満たない場合には、調整対象自己建設高額特定資産に該当しないことから、当該課税期間において行った課税仕入れに係る支払対価の額については、居住用賃貸建物として仕入税額控除を制限する必要はないものと考えられます。

② 竣工後に発生する課税仕入れの取扱い

自ら建設等により居住用賃貸建物を取得する場合、原材料費、経費等のほか、竣工式費用など、竣工後に発生する課税仕入れの発生もあります。

調整対象自己建設高額特定資産の判定の基礎となる課税仕入れに係る支払対価の額は、建設等のために要した原材料費及び経費に限る（消費税法施行令第25条の5）こととされていることから、自ら建設等により取得する場合、基本的には建設原価を構成する費用が居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額の対象となると考えられます。

また、居住用賃貸建物に規定する高額特定資産の課税仕入れに係る支払対価の額とは、「当該資産に係る支払対価の額をいい、当該資産の

購入のために要する引取運賃、荷役費等又は当該資産を事業の用に供するために必要な課税仕入れに係る支払対価の額は含まれない（消費税法基本通達1-5-24）」こととされていることから竣工後に発生する課税仕入れについては、建設原価を構成しないことから事業の用に供するために必要な課税仕入れに係る支払対価の額として、居住用賃貸建物の対象とならないものと考えられます。

4 居住用でない部分の合理的な区分について

マンションなどの建物を購入する場合、居住用部分とは別に駐車場や駐輪場など住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分がある場合があります。

居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分がある場合において、当該居住用賃貸建物をその構造及び設備の状況その他の状況により当該部分とそれ以外の部分（居住用賃貸分）とに合理的に区分しているときは、居住用賃貸部分のみ仕入税額控除が制限されず。（消費税法施行令第50条の2）

上記合理的区分の方法とは、「使用面積割合や使用面積に対する建設原価の割合など、その建物の実態に応じた合理的な基準により区分していることをいう。（消費税法基本通達11-7-3）」こととされておりますが、下記のような疑問が生じます。

- ・ 使用面積とは何の面積を用いればよいか
- ・ 使用面積が確定していない場合の取扱い

(1) 使用面積とは何の面積を用いればよいか

実務上、建物を取得する際、建物調査報告書や鑑定評価書を確認することがありますが、面積といっても敷地面積、建築面積、床面積、延べ面積などがあり、どの面積を基礎として区分したらよいか判断に迷うことがあります。

建築基準法を確認しますと敷地面積とは敷地の水平投影面積、建築面積とは建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積、床面積とは建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積、延べ面積とは建築物の各階の床面積の合計とそれぞれ定義されております。

上記を勘案しますと敷地面積、建築面積及び床

面積については、地上階数が2階以上の建物については、合理的な基準による区分の際に用いる使用面積としては適さないものと考えられます。

なお、延べ面積については、建物全体の使用に係る共用部分の面積が含まれているため、合理的基準により区分する際は、共用部分を居住用賃貸以外の部分と居住用賃貸部分に区分した上で全体の面積（延べ面積）のうち、居住用賃貸部分と共用部分のうち居住用賃貸部分に対応する部分の合計額の占める割合により計算することが必要になります。（国税庁 質疑応答事例 建物の一部が店舗用となっている居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除の制限）

(2) 使用面積が確定していない場合の取扱い

住宅の用に供しないことが明らかな部分がある居住用賃貸建物を自ら建設等する場合、建設途中に発生した課税仕入れを行った時点では、居住用賃貸以外の部分及び居住用賃貸部分に係る使用面積が確定していないことがあると思います。

居住用賃貸建物に該当するかどうかの判定時期については、原則として「課税仕入れを行った日（自己建設資産にあっては、当該自己建設高額特定資産の仕入れを行った場合に該当することとなった日）の状況により判定し、同日において住宅の貸付けの用に供しないことが明らかでない建物（高額特定資産及び調整対象自己建設高額資産に限る。）については、居住用賃貸建物に該当するのであるが、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の末日において、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかにされたときは、居住用賃貸建物に該当しないものとして差し支えない。（消費税法基本通達11-7-2、消費税法第12条の4第1項第2号）」こととされております。

したがって、課税仕入れを行った時点で各使用面積が確定していない場合には、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の末日においてその現況により使用面積が明らかになっている場合には当該明らかになった使用面積を用いて区分を行い、使用面積が明らかになっていない場合には、全額を居住用賃貸建物に該当するものとして仕入税額控除を制限することとなります。

なお、建設仮勘定として経理した課税仕入れ等の金額については、当該課税仕入れを行った時点では仕入税額控除を適用せず、当該目的物を完成

した日の属する課税期間において仕入税額控除を適用する（消費税法基本通達11-3-6）ことができるため、使用面積が明らかになっていない場合には、課税仕入れを行った時点では仕入税額控除を適用せず、各使用面積が明らかになる目的物が完成した課税期間において仕入税額控除を適用し、居住用賃貸以外の部分と居住用賃貸部分に区分するという方法もありうると思います。

5 申告書作成上の留意点について

本制度については、居住用賃貸建物の仕入税額控除を制限するものとなりますが、消費税法第30条第10項においては、「第1項（仕入税額控除）の規定は、～居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない」という記載ぶりであることから、居住用賃貸建物の対象となる支払いについて、消費税法申告書の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄に含めるべきかどうかという疑問が生じます。

国税庁の公表する「法人用 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）の書き方」を確認しますと「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄の説明として「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の規定の適用を受けた場合、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額は仕入税額

控除の対象となりませんので、その課税仕入れ等の支払対価の額（税込み）は含めずに記載します。」と記載があります。

したがって、居住用賃貸建物として仕入税額控除が制限される課税仕入れの支払対価の額は、消費税法申告書の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄に含めないものと考えられます。

6. おわりに

本制度については、現時点ではまだ施行してから間もなく、過去の判例や事例に乏しいところで

す。近年不動産のニーズの多様化が進む中、居住用賃貸建物と認定される範囲や居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分がある場合の合理的基準による区分の方法などについては、形式的には判断できず、その建物の実態に応じた検討が必要になると思います。

本制度については、上記のような居住用賃貸建物を取得した際の取り扱いのみならず、居住用賃貸建物を譲渡した場合や課税賃貸用に供した場合などの取扱いも盛り込まれているため、取得した課税期間の翌課税期間以降についても、過去の建物の取得に注意しながら申告処理を行うことが必要です。

随 筆



箱根駅伝に思う

みどり かわ ひかる
緑 川 光

東京オリンピックに沸く社会、熱中症等を心配するこの季節に、お正月恒例の「箱根駅伝」の話題かと思う方も多いことかと思いますが、話題性の少ない小生の日常に生活に鑑み、ご勘弁をいただきたい。

コロナ禍で、沿道応援が自粛された今年の第97回箱根駅伝は、55年連続出場の駒澤大学（以下、大学を省略）が7回目の総合優勝（優勝タイム10

時間56分04秒）を果たしました。第1区でトップと47秒差の15位と出遅れましたが、第10区の石川拓慎選手の頑張りで見事に総合優勝しました。往路優勝は創価（総合2位）と復路優勝は青山学院（総合4位）で、往路（2位）と復路（3位）で常に上位にあった駒澤が最終的に総合優勝を勝ち取ったものです。

大会の記録をたどりますと、過去、往路・復路に優勝無しで総合優勝したのは、97回大会中9回目の出来事で、2回大会（以下、大会を省略）の明治（往路＝早稲田、復路＝東京高等師範、以下、往・復と省略）、13回の慶應義塾（日本、早稲田）、22回の日本（慶應義塾、専修）、50回の日本（東京農業、大東文化）、58回の順天堂（日本体育、早稲田）、71回の山梨学院（早稲田、中央）、82回の垂細垂（順

天堂、法政)、そして95回の東海(東洋、青山学院)のみでした。

総合優勝タイムも87回大会で早稲田が10時間59分50秒と過去の11時間の壁を破り、それ以降は89回の日本体育、93回の青山学院を除き11時間を切っています。ちなみに総合優勝最高タイムは前回大会の青山学院で10時間45分23秒と、この年は区間新記録が11個誕生するなど10位までが11時間を切るという記録ラッシュの大会でした。

また、総合優勝の連覇は極めて難しいといわれていますが、それを6連覇した大学があります。35～40回大会の中央で、5連覇は45～49大会の日本体育、4連覇は日大、順天堂、駒澤、青山学院があり、当時の各大学の選手層の厚さが窺われます。さらに、総合優勝回数は、14回の中央、13回の早稲田、12回の日本、11回の順天堂、10回の日本体育などが続き、出場回数となりますと、何と97回大会中94回目出場の中央、90回の早稲田、89回の日本、81回の法政などがあります。

記録的な話題はこれ位にして、今年の大会から初めて選手のゼッケンに民間企業等のスポンサーのロゴマークが採用されました。時代の流れと言えばそれまでですが、青山学院の原晋監督によれば、「競技は“勝利”と“資金”と“普及”の三要素によって好循環が生み出される」と約5年前から関東学生陸上競技連盟に働きかけ、ようやく実現したものです。広告費に換算すると、十数億円とも言われる「モンスター級」の注目を集める大会で、今回は21チーム中11チームがロゴを入れましたが、今後、スポンサー等は増加傾向にありそうです。ロゴマークは「40cm²、高さ5cm以内」で注視しないと気が付きません。

あるデータによりますと、テレビに映る時間(375分×2日間=750分=45,000秒)、中継と同時刻帯のテレビCMの広告コスト(料金)は約4.7万円/秒ですから、全部の大学が一緒に映るとした場合には天文学的数字になります。しかしながら、ロゴは静止画なのでインパクトもテレビCMに比べますと劣りますし、音声もなければ動画でもないので情報量と訴求力が減るので、かなりディスプレイカウントしなければならないようです。

今年、このロゴを入れた大学では総合優勝した駒澤が日能研、東洋が伊藤園の「健康ミネラルむぎ茶」、明治がサトウ食品の「サトウの切り餅」な



1区、先頭に立つ法大・鎌田(代表撮影)

どがあります。一方、法政のように平塚市にあるビルメンテナンス業の「郵政(YUSEI)」を入れた大学もあります。

『法政の坪田智夫監督は、「同社からチームへのスポンサー料は発生していない。郵政の元社長の杉山幹夫さんにはチーム状態が苦しい時から、ずっと支援してもらっていました。恩返しです。」と語り、TBS系人気ドラマ「半沢直樹」で香川照之が演じた大和田常務の名セリフ「施されたら返し返す、恩返しです」と同じような感謝の気持ちで、法大は箱根路を駆ける。』(2020.12.4 スポーツ報知記事引用)

ちなみに、法政は最終的には総合17位でしたが、第1区で見事、鎌田航生選手が区間第1位となり、ロゴマークもしっかり映し出されました。



連載

日本橋風土記(日本橋馬喰町・日本橋横山町)

第8回

広報部 H・M

問屋街と言えば、大阪の船場や松屋町、名古屋の明道町などが有名ですが、東京の問屋街としては、浅草のかっぱ橋道具街、浅草・花川戸の履物問屋街、蔵前のおもちゃ問屋街、日暮里の繊維街、アクセサリ材料等の浅草橋駅界隈と並び称されるのが、「日本最大の現金問屋街」として知られ、東京の中心にあるにも関わらず一般的には馴染みの浅い馬喰町問屋街と横山町問屋街です。今号は、この衣料品の総本山と言われている両町を紹介します。

【日本橋馬喰町】

日本橋馬喰町は、古くは海浜に続く草地で、明暦の大火以前は寺が並び、馬市の立つ町として発展し、江戸開府以前の天正年間(1753～92)には靖国通りと江戸通りの交差点の北側(現在のJR馬喰町駅と都営地下鉄馬喰横山駅の北西側)に「初音の馬場」と呼ばれた馬場もあって、関ヶ原の戦の際には、ここで馬揃い(出陣前の馬の検閲と演習)が行われ、この馬喰町のほかは馬の売買が禁じられたと言われています。博労(馬の良し悪しを鑑定し、売買・仲介をする人)の頭、高木源兵衛や富田半七などが住んでいたところから当初は博労町、のちに馬喰町となったものです。

江戸が発展するにしたがって、奥州街道から江戸に来る人々が増加し、この地に宿泊するための旅籠屋が増えるとともに、明暦の大火(1657)の後、浅草御門、今の浅草橋たもとに関東郡代の屋敷が置かれると、地方からの公事師(訴訟代理人)のための旅籠屋が増え、江戸一番の旅館街として活況を呈したと言われています。馬喰町の宿屋に泊まって、品物を宿屋に持参させ、じっくりと品物を選ぶといった傾向になり、問屋と宿屋がうまく地方の人々をここに引きつけたのだそうです。旅館のほか、江戸土産を求める人のために小間物、化粧品、煙草、袋物などの店も多くなり、やがて馬喰町問屋街として発展してきました。

明治になって新しい宿屋が別な処へ出来ていった江戸時代とは少し様相が変わり、交通機関の発達により、鉄道駅のない当町の旅館街は次第に衰微し、加えて大震災・戦災により古い旅館は全てが廃業してしまいましたが、旅宿の町として江戸の面影を残していました。そして、背中合わせの横山町が問屋街として益々伸びてゆき、浅草橋へ行く道が広がるに連れて、馬喰町へと伸びて互いに問屋街として発展したものです。現在は、江戸通りを挟んで商社ビルや銀行が建ち並ぶ一大商業地を形成しています。

【日本橋横山町】

日本橋横山町は、江戸時代初期、この地に西本願寺の別院がありましたが、明暦の大火の後に築地に移転したため、その跡地に町屋が開かれました。もとは御家人横山某の知行地で、それが町名の由来といわれます。

浅草御門に向かう本町通り両側の町屋で、街道筋にあたっていたことも手伝って、小間物、薬種、紙煙草入、地本草紙等書物などの各種問屋が軒を並べる問屋街として発展し、やがて江戸の代表的な商店街となりました。明治に入ってから、大通りや新道通りにはさまざまな種類の問屋が増え、東京の大問屋街を形成していきました。

馬喰町との境をなす「新道通り」は、ここに店を開く商人には成功者が多かったことから、“出世新道”ともいわれ、今もありとあらゆる多彩な商品を扱う問屋が軒を接して店を構え、現金問屋街独特の雰囲気を作り出しています。しかし、今後、キャッシュレス時代にどのように対応してゆくのかが興味津々といったところです。

この横山町には、大きいサイズの紳士服としてホンジャマカの石塚英彦をイメージキャラクターとする坂善商事(株)、2012年に大型の所得隠しが指摘されたパチンコ業界の大手企業(株)ガイヤ、女優和泉雅子を専属モデルとしたコンテックス(株)(現

在は愛媛県が本社所在地) やマイクロ波電子管や半導体などを製造する日清紡ホールディングスの子会社となった新日本無線(株)などがあります。

(参考)

一般消費者(9割がた)には売らないと言われる問屋街ですが、年二回、横山町・馬喰町などの地元が主催する「大江戸問屋祭り」では、小売りを目的に開催されます。今年の7月4日は残念ながらコロナ禍で中止となりましたが、令和3年12月12日(日)には「第34回大江戸問屋祭り」が予定されておりますので、冬物の衣料品等購入を検討されている方は、是非、お出かけください。

ちなみに、問屋街とはいっても小売りが全く無いわけではありません。真正面から「素人ですが売ってほしい」、「お金を払うのだからプロも素人も関係ない」という態度は絶対ダメで、「まだそれほど取引はないが、少し勉強をと思って来たのですが、少し売っていただけませんか?」という低姿勢でお願いしては如何でしょうか。「素人にも売っ



ていることが知れたらマズイ」という問屋側の事情を汲み、買ったあとも公言しないのがルールとのこと。

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

令和3年4月19日(月)

I 審議事項

1. ハラスメント防止等に関する規程の制定の件

II 報告事項

1. 令和2年度・令和3年度各部事業報告及び事業計画案の件

2. 令和2年度・令和3年度支部会計収支報告・予算案の件

3. 登録調査(4/9)の件

4. 支部HPに掲載している「支部緊急連絡網」整備の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和3年5月12日(水)

I 審議事項

1. 令和2年度・令和3年度各部事業報告及び事業計画の件

2. 令和2年度・令和3年度支部会計収支報告・予算の件

3. 令和2年度支部定期総会の委任状に代理人の氏名の記載がない場合の議決権の行使者の指名の件

4. 定期総会(6/21)当日分担確認等の件

5. 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言対応の件

II 報告事項

1. 東京税理士会委員推薦の件

2. 常会(4/21)の件

3. 登録調査(5/11)報告の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和3年6月3日(木)

I 審議事項

1. 令和3年度定期総会(令和4年6月)日時の件

2. 事務局夏期休暇日程に関する件

3. 緊急事態宣言延長に関する件

II 報告事項

1. 会計監査報告(5/17)の件

2. 災害対策積立資産取扱規程の一部改正の件

III 各部報告、委員会報告、以上

(総務部長 結城昌史)

〔研修部〕

《実施した研修会と今後の予定》

日 時：令和3年4月21日(水) 14:00～17:00

テーマ：「医療法人の特徴と税務上の留意点」

講 師：税理士 青木 恵一 氏

会 場：T-CATホール

日 時：令和3年6月2日(水) 13:00～15:30

テーマ：「土地評価に欠かせない道路の知識及び
無道路地、私道の評価上の留意点」

講 師：不動産鑑定士 鎌倉 靖二 氏

会 場：メルパルクホール

* 第一ブロック第一回合同研修会

日 時：令和3年6月21日(月) 13:30～15:00

テーマ：定期総会研修会

「米国大統領選の結果が及ぼす、日本社
会や経済への影響」

講 師：ケント・ギルバート (Kent Sidney
Gilbert) 氏

会 場：ロイヤルパークホテル 2F有明の間

日 時：令和3年6月28日(月) 14:00～17:00

テーマ：「配偶者居住権の実務と問題点」

講 師：弁護士 間瀬まゆ子 氏

会 場：AP日本橋

日 時：令和3年8月24日(火) 13:30～15:30

テーマ：「国際資産税の基礎」

講 師：税理士 望月 文夫 氏

会 場：日本橋支部会議室

※ DVD研修

日 時：令和3年9月13日(月) 14:00～17:00

テーマ：① 大切な顧問先企業を守るため、企業
が抱えるリスクにどう備えるか

② ご自身のリスクマネジメントは大丈
夫ですか？

講 師：内山 範昭 氏 (ワランティビジネス
ジャパン株式会社代表取締役)

会 場：T-CATホール

日 時：令和3年9月16日(木) 13:00～15:30

テーマ：「小規模宅地等の特例～基本と事例検討
～」

講 師：税理士 松岡 章夫 氏 (神田支部)

会 場：メルパルクホール

* 第一ブロック第二回合同研修会

日 時：未定 *WEB配信予定

テーマ：「暗号資産～その現状と税法上の取扱い
が規定された経緯～」

「暗号資産について～所得計算の概要と
実例～」

講 師：税理士 坂本 新 氏

日 時：未定

テーマ：「Q & Aでわかる令和3年度税制改正の
実務」

講 師：税理士 宮森 俊樹 氏

会 場：T-CATホール

《実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：令和3年7月9日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和3年9月10日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

(研修部長 渡辺英樹)

〔厚生部〕

〈ゴルフ部〉

5月のTNG会の報告をします。

坂下前支部長が任期最後のTNG会にて優勝
し、ご自身で花道を飾られました。

昨今の時世から終了後のパーティは行わず、終
了後解散となっております。

5月13日 第330回TNG会 参加人数24人

於：藤ヶ谷カントリークラブ

優 勝 坂下真一郎 ネット77

2 位 森 一郎 ネット78

3 位 塩谷 満 ネット78

ベストグロス 森 一郎 82

(OUT41 IN41)

(ゴルフ部 湯本康弘)

〈テニス部〉

4月16日 練習会 (高輪テニスセンター) 8名
(新入部員1名)

5月25日 練習会 (木場公園) 4名

6月4日 練習会 (高輪テニスセンター) 7名

7月6日 練習会 (高輪テニスセンター) 5名
(新入部員1名)

新型コロナウイルス感染予防に配慮して、練習
を行いました。今後も注意して安全に練習する予
定です。新入部員(体験入部)も増えていますの
で、参加希望の方がいましたら、気軽にご参加
ください。参加希望の連絡は、支部事務局までお願

いたします。

(テニス部長 塩谷 満)

〈アウトドア部〉

今年の4月以降のアウトドア部の活動報告をいたします。

4月11日 夢の大橋あおぞらマラソン大会 9名
お台場で行われました「夢の大橋あおぞらマラソン大会」のフルマラソンの距離で行うリレーマラソンの部に9名日本橋支部アウトドア部AとBの2チームで参加しました。結果はBチームが3時間30分28秒で見事3位表彰され、Aチームも3時間30分40秒で4位に入りました。

4月15日 皇居ランニング練習会 6名
感染防止対策をして、それぞれのペースで走りました。

5月20日 皇居ランニング練習会 中止
緊急事態宣言と雨天のため、中止としました。

6月17日 皇居ランニング練習会 6名
大手町の新型コロナウイルスワクチン大規模接種会場を横目に見ながら、感染防止対策をして、各自のペースで走りました。

今後の予定

7月18日 横浜あおぞらマラソン大会
横浜海の公園で行われるマラソン大会のリレーマラソンに参加予定です。

毎月第3木曜日の皇居ランニング練習会
アウトドア部では参加者を募集しています。今年もランニングの他、ハイキング、登山、ボルダリング、ラフティング、史跡巡りなど様々なイベントを企画しています。興味があるものだけにスポット参加もOKですので、お気軽にご参加ください。

(アウトドア部 増田 和弘)

(厚生部長 湯本康弘)



〔組織部〕

- 1 ハラスメント防止等に関する規程の制定(案)を4月の幹事会に諮り承認を頂きました。
- 2 災害対策積立資産取扱規程の一部改正を予定しています。

(組織部長 野本徳治)

〔税務支援対策部〕

日本橋法人会、東京商工会議所、東京商工会議所中央支部からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』及び、支部無料相談を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、多くの相談が中止となりました。

多くの先生方にご予定をいただきましたが、中止となりご迷惑をお掛けしました。

また、コロナ禍の中ご協力を頂きました先生方には、誠にありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分(電話対応)

実施日	会場	担当税理士
4月14日(水)	法人会事務局	小山 栄一
4月28日(水)	〃	安藤 孝夫
5月19日(水)	〃	余西 吉巳
6月9日(水)	〃	秋庭 守
6月23日(水)	〃	若狭 茂雄
7月14日(水)	〃	川口 真理
7月28日(水)	〃	平川 彰

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

令和3年実施日	会場	担当税理士
5月20日(木)	中小企業相談センター	二瓶 正之

○東京商工会議所中央支部からの依頼分

令和3年実施日	会場	担当税理士
4月13日(火)	中央区京橋プラザ	皆平 弘一
6月8日(火)	〃	栃倉富美江

《支部無料税務相談》

令和3年実施日	会場	担当税理士
4月14日(水)	支部事務局会議室	湯本 康弘
5月12日(水)	〃	山崎 健
6月9日(水)	〃	岩村 仁志
7月14日(水)	〃	野村 幸広

《支部相続税無料税務相談》

令和3年実施日	会場	担当税理士
4月8日(木)	支部事務局会議室	高山 秀三
5月13日(木)	〃	増田 和弘
6月10日(木)	〃	佐野 典子
7月8日(木)	〃	土田 美子

(税務支援対策部長 澤城教典)

〔情報システム委員会〕

【第五世代税理士用電子証明書の発行について】

日税連では、順次第五世代税理士用電子証明書（以下、ICカード）の発行を開始しております。

東京税理士会ではこの第五世代ICカードの取得について、有効な第四世代ICカード又はマイナンバーカードを所有している方は、6月28日よりオンラインによる申し込みが可能となっております。それほど時間はかかりませんので、早めのご対応をお願い致します。

なお、第四世代ICカードを一度も取得したことがない、もしくは過去に取得したが失効・紛失・破損してしまった方、又はマイナンバーカードを所有していない方は書面によりお申込みください。

(情報システム委員長 湯本康弘)

〔租税教育推進委員会〕

5月22日に中央区立日本橋小学校において6年生2クラスを対象に、6月17日には中央区立阪本小学校において6年生1クラスを対象に租税教室を行いました。

両校での授業は日税連の2020年版小学生用参加型テキストをベースにメイン講師と補助講師のペアで行いました。学校側との事前打ち合わせで感染予防対策を徹底することを確認し、入校時の手指消毒を行った上講師と児童はともにマスクを付けての授業となりました。教室も通常教室ではなく広めのランチルームを利用しソーシャルディスタンスを確保しました。

授業のテーマは税の意義・役割、税から考える社会の仕組みとし税金を集めるゲームを交えながら進行を行いました。児童一人当たりの教育費の額や税の種類についての税金クイズでは、じゃんけんゲームを取り入れ児童が積極的に参加をして

もらうよう工夫を施しました。

税金を集めるゲームではクラスを3カテゴリーに分けてそれぞれが2,500万円・500万円・7,000万円の所持金があり、その所持金の中からクラス全体で3,000万円をどのように集めたらいいかディスカッション形式で検討をしてもらいました。その結果を各カテゴリーのリーダーに発表してもらい聞くだけではなく児童自身が考える授業にしています。

授業時間が45分となっており時間的な制約で検討時間が十分ではない中でも児童はしっかりと意見をまとめていました。

日本橋小学校での授業の後に行ったアンケートでは税金の種類についての質問や疑問が多かったことから、阪本小学校の授業ではその疑問を解消するような資料を揃えた上で授業を行いました。

租税教室の講師として教壇に立つためには、東京会が実施している租税教育講師養成研修を受講して租税教育講師名簿に登録をしていただく必要があります。本年度はオンラインでの講師養成研修になります。税理士がこれからの日本を担う若者に対して租税教育を行うことは税に対する正しい判断力と健全な納税者意識を育むのに大きな意義があります。租税教育に興味がおありの先生方は講師登録のための研修をご受講いただければと思います。お申し込みは日本橋支部事務局までお願いいたします。

(租税教育推進委員長 小原正寛)

表紙の写真について

千葉市の花 大賀ハス(おおがはす)

千葉駅から徒歩で5分のところに「千葉公園」がある。見ごろは6月から7月。昭和26年3月3日から4月6日までの35日間、大賀一郎博士たちは千葉市北西部にある東京大学検見川厚生農場で泥炭層を掘り下げ、地下5.5メートルの青泥層から3月30日に蓮の実を一粒、4月6日に2粒を発掘し、1株はまもなく枯れ、最初に発掘された実生苗だけが生長しました。

(広報部長 多田 毅)

会員の異動

<入 会>

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	入会日	備考
箕輪 賢	〒103-0025	日本橋茅場町1-2-14 日本ビルディング3号館3階 ブレイクスルーパートナー税理士法人	6661-2410	4月22日	
鈴木 久里子	〒103-0026	日本橋兜町5-1 兜町第1平和ビル7階 税理士法人レコルテ	6810-8306	4月22日	
中釜 美香	〒103-0012	日本橋堀留町2-2-4-1306	080- 4689-1109	4月22日	
村松 俊宏	〒103-0006	日本橋富沢町5-10 月村マンションNO.28 901号室	090- 4120-6566	4月22日	
灘野 正規	〒103-0012	日本橋堀留町1-5-7 YOUビル2F-D	5843-6944	5月2日	
田中新也	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	5月20日	
伊佐 寛子	〒103-0011	日本橋大伝馬町13-7 日本橋大富ビル2階	6403-9282	5月20日	
松尾 佳子	〒103-0026	日本橋兜町13-2 兜町偕成ビル本館5階	3639-2027	5月20日	
中川 充	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル10階	4405-0093	5月20日	
丸山高寛	〒103-0007	日本橋浜町1-3-5 腰高ビル2階	3862-9306	6月22日	
王 澤超	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	6月22日	
横沢 賢介	〒103-0023	日本橋本町2-3-15 新本町共同ビル3階 税理士法人奥村会計事務所東京事務所	3246-2592	6月26日	

<転 入>

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	入会日	備考
増田 淳子	〒103-0004	東日本橋1-2-16 山添ビル2F	5829-3432	4月1日	京橋支部より
中林 紗佑里	〒103-0013	日本橋人形町2-14-6 宗和税理士法人	3669-8085	5月1日	麴町支部より
小檜山 隆繁	〒103-0012	日本橋堀留町1-3-21-906号	6661-6371	5月7日	麴町支部より
根本 優香	〒103-0026	日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル 田島照久税理士事務所	6661-9398	5月17日	足立支部より
櫻田 レイ	〒103-0022	日本橋室町3-4-7 10階 税理士法人チェスター	6869-5040	5月20日	目黒支部より
五味 孝文	〒103-0027	日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル2階 ベンチャーサポート税理士法人 日本橋オフィス	6265-1681	5月26日	京橋支部より
戸川 薫	〒103-0026	日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル5階 カーネリアン税理士法人	5623-2910	6月8日	四谷支部より
関口 友里	〒103-0006	日本橋富沢町4-12 HTT人形町ビル1F	070- 7475-1025	6月23日	江戸川北支部より

<法人入会>

法人名	郵便番号	事務所住所	電話番号	入会日	備考
税理士法人 ゆいアドバイザーズ	〒103-0027	日本橋1-16-3	6665-6972	6月27日	

<事務所住所変更>

氏名	郵便番号	事務所住所
市川 多 余	〒103-0016	日本橋小網町11-5 9F-16
垣本 容 子	〒103-0014	日本橋蛸殻町1-21-7 日本橋YTビル2階
山田 雅 也	〒103-6117	日本橋2-5-1 日本橋高島屋三井ビルディングれいわ税理士法人
山田 哲 也	同上	同上
弓岡 万 洋	〒103-6117	日本橋2-5-1 税理士法人令和会計社
平山 由美子	同上	同上
川嶋 恵	同上	同上
荒木 秀 典	同上	同上
朝日 大 輔	同上	同上
水村 陽 介	同上	同上
柏熊 尚	同上	同上
山田 溪	同上	同上
佐竹 勇 人	同上	同上
繁野 径 子	同上	同上
露木 俊	同上	同上
佐々木 隆 宏	同上	同上
守田 啓 一	〒103-0023	日本橋本町3-8-5 日本橋ライフサイエンスビルディング5-9階
福田 浩 彦	同上	同上
新谷 敏 子	同上	同上
城田 圭央利	〒103-0003	日本橋横山町3-4-807号
塙 武 久	〒103-0003	日本橋横山町3-4 プライムアーバン日本橋横山町807
上原 智 也	〒103-6117	日本橋2-5-1 税理士法人令和会計社
渡部 二 郎	〒103-0013	日本橋人形町3-3-5 天翔日本橋人形町ビル502号
植田 壽 敏	〒103-0005	日本橋久松町9-13 日本橋久松町栗原ビル8階

<法人事務所住所変更>

法人名	郵便番号	事務所住所
れいわ税理士法人	〒103-6117	日本橋2-5-1 日本橋高島屋三井ビルディング
税理士法人 令和会計社	〒103-6117	日本橋2-5-1
NHB税理士法人	〒103-0023	日本橋本町3-8-5 日本橋ライフサイエンスビルディング5-9階

<事務所名変更>

氏名	新事務所名	氏名	新事務所名
城田 圭央利	城田圭央利税理士事務所	塙 武久	塙 武久税理士事務所

<事務所電話番号変更>

氏名	電話番号	氏名	電話番号	氏名	電話番号
平林 慎	070-8959-3903	塙 武久	080-9378-9394	松村 俊宏	3527-3095
城田 圭央利	080-3420-4234				

<転出>

氏名	転出先	氏名	転出先	氏名	転出先
奥山 洋紀	立川支部へ	竹浪 善之	神田支部へ	鳥川 拓哉	新宿支部へ
筒 真之介	麴町支部へ	藤田 健資	葛飾支部へ	石橋 俊英	四谷支部へ
齊藤 健太	新宿支部へ	遠藤 諒平	足立支部へ	徳永 晋也	芝支部へ
小保方 博之	中野支部へ	駒崎 剛	京橋支部へ	浅野 理佳子	板橋支部へ
藤本 周二	麴町支部へ	小山 明広	京橋支部へ	深澤 圭	四谷支部へ
菅原 一道	板橋支部へ	藤田 賢	四谷支部へ	磯貝 和敏	四谷支部へ

<退会>

氏名	備考	氏名	備考	氏名	備考
鈴木 洋子	業務廃止	石坂 貴洋	関東信越会へ	根本 裕子	業務廃止
田淵 安春	千葉県会へ	永安 栄棟	近畿会へ	野村 昌夫	業務廃止

<法人会員転出>

法人名	転出先	法人名	転出先
アネーラ税理士法人東京事務所	麴町支部へ	FUJITA税理士法人東京事務所	四谷支部へ

<会員死亡>

相澤 良昭	令和3年3月27日死亡	85歳	登山 正夫	令和3年6月14日死亡	84歳
-------	-------------	-----	-------	-------------	-----

編集後記

この原稿を書いているのは6月中旬。例年よりも遅い梅雨入り宣言がされて、雨と湿気の季節になろうとしています。梅雨明け頃の7月23日には東京オリンピックが開幕し、8月8日までの17日間で予定されていますが、この会報「にほんばし」を皆様がお手元にされている「今」は、祭りの後ということとなります。

感染症のパンデミックが終息しない中で祭典の開催には様々な意見が出ていますが、人に

より立場や価値観、優先順位が異なり、いずれを正誤とするのも難しいでしょう。子供を持つ我が身としては、若い人達に学生生活を満喫してもらいたい、将来世代への財政負担を増やしたくない、という思いでいますが、その実現方法はと問われれば困ってしまいます。

星出彰彦さんがISS（国際宇宙ステーション）で船長として活躍されていることは、「今」のうれしいニュースです。地球全体を外側から眺める人のメッセージを聞いてみたいと思います。

(M.O)

国がつくった従業員のための退職金制度 (中退共)

中小企業退職金共済制度



CHU-TAI-KYO

安全

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理もラクラク
退職金試算額などをお知らせします。

退職金は直接退職者に
支払われます。

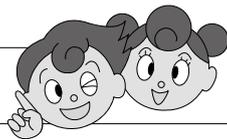
パートタイマーさんも
家族従業員も加入できます。

掛金は、従業員ごとに
16種類から選択できます。

転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

「よし、やるぞ！」の一体感。

働く人が元気な会社。中退共が応援します。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索 

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL.03-6907-1234

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先

東京税理士協同組合 TEL.03-5363-2011



ビルオーナーが抱える悩みは『不動産M&A』で一気に解決！

新型コロナウイルスの影響によるテナント撤退のほか、建物の老朽化や株式の分散化など、ビルオーナーの悩みは多岐にわたりますが、これらの問題を一気に解決する手法として注目を集めているのがビルを所有している会社ごと売却する「不動産M&A」です。



(株)タクトコンサルティング顧問
税理士 本郷 尚 氏

●「不動産M&A」の仕組みについて教えてください。

新型コロナウイルスの影響を受けて、中小ビルではテナントの撤退が相次いでいますが、空き店舗のほかにも、ビルオーナーは様々な問題を抱えています。

駅前や商店街の中小ビルの中には老朽化したものも多く、所有者や株主の高齢化、株式の分散化などが重なり、不動産を売却したくても身動きが取れないケースも少なくありません。

そこで、こうした問題の解決策として利用されているのが「不動産M&A」という手法です。これは、単に不動産を売却するのではなく、不動産を所有する会社ごと売却するというものです。

●会社ごと売却することで、どんなメリットがあるのでしょうか。

最大のメリットは税制面です。法人が不動産を単純に売却すれば、売却益に法人税等が約35%、税引き後の利益を株主に配当すれば、株主に所得税等が最高約50%の税率で課税されます。

これに対して「不動産M&A」は、不動産ではなく株式の売却のため、株式売却益にかかる税金は約20%の分離課税となります。

●売却後の手取りが大きく変わってくるわけですね。

不動産を単純に10億円で売却した場合、手取りは3億2500万円です。

一方、「不動産M&A」により不動産時価の70%で株式を売却したと仮定すると、

その手取りは5億6000万円になります。このように「不動産M&A」を利用すればお客様は身動きが取れなくなった会社から解放されて、手にした資金で新たな未来を自由に描くことができるわけです。

●不動産を売却するよりも手続きが大変そうに思えます。

会社を売却するわけですから、不動産の売却よりも手続きは多いですが、豊富な経験がある専門の会社と連携しながら進めれば安心です。

その際、顧問の税理士さんなら内情を詳しく把握されていますので、不動産M&Aにこだわらず、お客様にとってベストな解決策を導き出してあげることが重要といえるでしょう。

**不動産とM&Aの双方に精通！
お気軽にご相談ください。**

株式会社 日税不動産情報センター ☎03-3346-2220
株式会社 日税経営情報センター

日税グループ 日税ビジネスサービス 日税不動産情報センター 日税共栄会保険代行 日税サービス 日税経営情報センター



《東京商工会議所から融資のご案内》

マル経融資・新型コロナウイルス対策マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、商工会議所の推薦に基づき

日本政策金融公庫が**無担保・無保証人**（保証協会の保証も不要）で融資を行う制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

特例措置①

一般のマル経融資（2,000万円）とは
別枠で融資限度額 **1,000万円**

返済期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
※ただし、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等と重複する場合の貸付残高合計額に限度があります。
※据置期間についてはお問い合わせ下さい。

特例措置②

当初3年間 融資利率 **0.31%**（固定金利）
※経営改善利率 1.21%より▲0.9%引き下げ
※2021年4月1日時点の金利です。金融情勢により変わる可能性があります。
※別枠部分は特別利子補給制度により、売上が急減した事業者は当初3年間実質無利子となります。

※審査の結果、ご希望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。

融資対象（主な項目）

- 小規模事業者であること ⇒

小規模事業者とは、従業員20人以下の法人や個人事業主の方
但し、**商業・サービス業は5人以下**（宿泊業・娯楽業は20名以下）
※アルバイト・役員等を除いた人数

- 最近1か月等の売上高(注)または過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が
前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の状況にある事業者。

(注)「最近1か月等の売上高」とは、最近1か月間の売上高のほか、最近14日間以上
1か月未満の任意の期間における売上を含みます。

- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている事業者
（※創業予定の方や、創業後1年未満の方は、融資対象とはなりません。）
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税など）を完納している事業者
- 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる事業者

※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

【経営に関するお悩み承ります】

◆ **税理士による無料税務相談**

第2火曜日

◆ **弁護士による無料法律相談**

第1・3火曜日

※午後1時～4時（1回30分）要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

支部定期総会より



坂下支部長



竹田新支部長



長井日本橋税務署長



ケント・ギルバート
研修講師



若狭議長



鴨田東京会会長代理



高橋副支部長



小山税理士政治連盟
幹事長



部活動風景



▼ 租税教育推進委員会 ▼

▼ アウトドア部 ▼

